

福島県への企業立地について

福島県への企業立地には、全国でも**極めて優遇された立地支援**があります

① 福島県に立地するメリット

- * **地位的優位性(首都圏に近接し、東日本の中心に位置)**と、**陸・海・空の充実した交通基盤**が、迅速な企業活動を支えます。
(参考) 東京～郡山間 1時間15分【東北新幹線】/2時間30分【東北自動車道】
- * 震災後、国や県により産業振興が行われています。震災後に落ち込んだ福島県の鉱工業生産指数も、最近では全国との乖離は無くなっています。
- * **再生可能エネルギー、医薬品・医療機器、ICT等の成長分野を中心に拠点**の整備が進んでいます。さらに、「浜通り」地域では、国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の主要プロジェクト(廃炉・ロボット等)が具体化する見込みです。

② 新規立地・増設についての強力な支援——企業立地補助金

- * 新規立地・増設に際して、国・県の企業立地補助金による強力な支援を受けられます。
- * 震災後これまでに582社が2704億円を活用して企業立地を進めています。

津波・原災地域企業立地補助金

- ◇ **初期の工場立地(新規立地・増設)に係る経費(*)を、原則、最大30億円まで支援**
- ◇ 優遇された補助率 —— **補助率最大3/4** (*用地取得費、設備投資費用、建屋建設費用等)

避難解除区域等(主に原子力被災12市町村)	中小企業 3/4以内	大企業 2/3以内
津波浸水地域(いわき市等)	中小企業 1/2以内	大企業 1/3以内
その他地域(福島市、郡山市等)	中小企業 1/3以内	大企業 1/4以内

(注)本補助金を活用していただくためには、投資額に応じ、新規に地元の者を一定数雇用していただくことが必要となります。
(例:投資額5,000万円以上→新規地元雇用者数3人以上)

③ 操業にあたっての強力な支援——課税の特例

- * 県内で工場等の新增設や雇用を行った事業者は、操業に際して強力な課税の特例が受けられます。

福島特措法・復興特区法による課税の特例

◇ 特例の内容

国税	・ 設備投資に係る特例 …… 特別償却 または 税額控除 ・ 雇用に係る特例 …… 給与支給額(避難解除区域等は20%、その他県内地域は10%)を5年間税額控除
地方税	・ 事業税、固定資産税の特例 …… 課税免除(5年間) ・ 不動産取得税の特例 …… 課税免除(取得時)

- ◇ 避難解除区域等は、全域・全業種が対象。その他県内地域は、「復興産業集積区域」(工業団地等)への立地かつ業種は県の指定する業種(*)に限ります。

*県の指定する業種 … ①輸送用機械関連産業、②電子機械関連産業、③情報通信関連産業、④医療関連産業、⑤再生可能エネルギー産業、⑥食品・飲料関連産業、⑦地域資源活用型産業

(お問い合わせ先) 経済産業省地域経済産業グループ福島産業復興推進室
電話:03-3501-8574(直通)

福島県の地域別復興支援策

区域	自治体名	支援制度				福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業、福島県企業立地貸付金制度、復興特区利子補給金、ふくしま産業復興雇用支援助成金、被災者雇用開発助成金
		津波原災地域企業立地補助金	ふくしま企業立地補助金	再生加速化交付金	課税の特例	
避難解除区域 避難指示解除準備区域 居住制限区域	川俣町※ 田村市※ 南相馬市※ 楡葉町※ 富岡町 川内村※ 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村	【補助率】 大企業 2/3以内 中小企業 3/4以内	【補助率】 大企業 2/3以内 中小企業 3/4以内	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">福島特措法に基づく特例 ※業種・立地場所の指定なし</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">復興特区法に基づく特例 ※業種・立地場所の指定あり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">生産性向上設備投資促進税制</div>	○
旧緊急時避難準備区域	田村市※ 南相馬市※ 広野町 楡葉町※ 川内村※	【補助率】 大企業 1/2以内 中小企業 2/3以内	【補助率】 大企業 1/3以内 中小企業 1/2以内	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方創生に係る課税の特例</div>	
津波浸水地域	相馬市 新地町 南相馬市※ いわき市	【補助率】 大企業 1/3以内 中小企業 1/2以内	中小企業 1/2以内	×	※南相馬市の一部のみ○	
その他の地域	<p>【中通り地域】 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町※、大玉村郡山市、須賀川市、田村市※、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村</p> <p>【会津地域】 会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津板下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町</p>	【補助率】 大企業 1/4以内 中小企業 1/3以内	【補助率】 大企業 1/4以内 中小企業 1/3以内	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">復興特区法に基づく特例 ※業種・立地場所の指定あり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">生産性向上設備投資促進税制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方創生に係る課税の特例</div>	

注) ※印を付した市町村は、一つの市町村内で複数の区域を有している市町村